

第七十三号議案

江戸川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年十一月二十八日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

江戸川区国民健康保険条例（昭和三十四年十一月江戸川区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「年十四・六パーセント（当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については年七・三パーセント）の割合」を「江戸川区特別区税条例（昭和四十年一月江戸川区条例第六号）第八条に規定する割合（ただし、同条中「一月」とあるのは「三月」と読み替える。）」に改め、同条第二項中「年当り」を「年当たり」に、「閏年」を「閏年^{じゅん}」に改める。

付則第二條を次のように改める。

（延滞金の割合の特例）

第二條 当分の間、第二十二條第一項に規定する延滞金の割合は、同項の規定（「一月」を「三月」と読み替える部分を除く。）にかかわらず、江戸川区特別区税条例で適用される割合の例による。

付 則

この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。

（説明）

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の改正に伴い、延滞金の割合についての特例を改めるほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。